

○小諸市医師定住促進補助金交付規則

令和 6 年 3 月 29 日

規則第15号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、医師の定住及び市内の病院への就業の継続を促進することで、市内における医師の不足を解消し、医療の確保を図り、もって市民の医療福祉の向上に寄与することを目的として、医師が市内に住宅を取得する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し、小諸市補助金等交付規則（昭和36年小諸市規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 病院 市内の二次救急医療を担う病院をいう。
- (2) 医師 前号の病院に常勤の医師として勤務し、日直、当直等の救急業務に携わる医師をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の交付決定後、市内の病院に 5 年以上常勤の医師として勤務する見込みのある者
- (2) 市内に自らが居住するために、新築住宅又は中古住宅を購入する者。ただし、中古住宅の場合は、前所有者が 3 親等以内の親族又は姻族でない者に限る。
- (3) 第 5 条に規定する補助金の交付申請を行い、取得後、当該住宅が存する住所に速やかに住民登録し、当該住宅に 5 年以上継続して居住する者
- (4) 小諸市税又は前住所地の税（特別区民税を含む。以下同じ。）に滞納がない者

(補助金の額)

第 4 条 補助金の対象となる費用は、住宅取得に係る費用（住宅の新築工事費又は中古住宅の購入費（当該購入の際に行う改修工事費及び土地代を含む。）の全額（1,000 円未満切り捨て）とし、補助金の額は400万円を限度とする。

2 補助金の交付は、同一の住宅及び世帯について 1 回に限るものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小諸市医師定住促進補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 納税証明書
- (3) 住宅の建築、購入に係る見積書の写し及び土地の購入に係る見積書の写し
- (4) 補助対象住宅の位置図、平面図及び立面図
- (5) 医師であることを証する書類
- (6) 市内の病院に常勤医師として5年以上勤務する見込みであることが確認できる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、申請書類の内容を審査し、補助金の交付を決定した場合は、小諸市医師定住促進補助金交付決定通知兼指令書（様式第3号）により、不交付を決定した場合は、小諸市医師定住促進補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(変更及び中止の承認申請)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、小諸市医師定住促進補助金（変更・中止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更が生じないものについては、この限りでない。

(変更及び中止の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、小諸市医師定住促進補助金（変更・中止）承認通知書（様式第6号）により補助決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助決定者は、補助対象事業を完了したときは、小諸市医師定住促進補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し

- (2) 登記事項証明書の写し
 - (3) 新築又は購入した住宅の全景がわかる写真
 - (4) 住宅の取得に係る領収書の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、速やかに当該報告書の審査等を行い、交付すべき補助額を確定し、小諸市医師定住促進補助金確定通知書（様式第8号）により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助決定者が補助金の交付を請求しようとするときは、小諸市医師定住促進補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、規則第16条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 小諸市医師定住促進補助事業計画（変更・中止）承認申請書の提出があったとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不適當と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助決定者に対し、小諸市医師定住促進補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、規則第17条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、小諸市医師定住促進補助金返還命令書（様式第11号）により、期限を定めて既に交付された補助金の全部又は一部に相当する額の返還を命ずるものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 当該住宅から補助決定者及びその世帯員の全部が当該補助金の交付を受けた日から5年以内に転居したとき。
- (3) 当該補助金の交付を受けた日から5年以内に譲渡、交換又は貸付けをしたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金の返還を相当と認めたとき。

2 前項の規定により補助金の返還を命じるときは、次の各号に掲げる補助金交付後の年数に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 1年以内 補助金の全額

(2) 1年を超え2年以内 補助金の5分の4の額

(3) 2年を超え3年以内 補助金の5分の3の額

(4) 3年を超え4年以内 補助金の5分の2の額

(5) 4年を超え5年以内 補助金の5分の1の額

(状況報告)

第14条 申請者は、補助金の交付を受けた翌年から5年間、毎年10月末までに小諸市医師定住促進補助金状況報告書（様式第12号）に、次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない

(1) 市内の二次救急病院で常勤医師として勤務している証明書

(2) 住民票の写し

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。